

川崎市公告第842号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年5月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年川崎市産業連関表作成等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和13年3月31日まで
- (4) 委託概要 別紙仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和8・9年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査測定」で登録されている者。
- (4) 過去5年間に国又は地方公共団体からの受託により産業連関表の作成実績があり、この業務について確実に履行できること。また、契約書の写し等実績を証明する資料を提出できること。

3 入札参加申込書・仕様書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書及び仕様書を入手し、入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局都市政策部統計情報課

電話番号:044-200-2068 e-mail:17tokei@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和8年5月14日(木)から令和8年5月22日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

※入札参加申込書及び仕様書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記 2 (4) の過去の実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 5 時必着とし、書留又は配達証明郵便等、配達記録が確認できる手段を使用してください。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和 8 年 5 月 27 日 (水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3 (1) 配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 入札説明書等の交付

「3 (1) 配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3 (2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、配布をします。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問書提出先

3 (1) に同じ

(2) 質問受付期間

令和 8 年 5 月 27 日 (水) 午前 9 時から令和 8 年 6 月 2 日 (火) 午後 5 時までとします。

(持参の場合、午前 9 時以前、正午から午後 1 時まで、午後 5 時以降及び土日祝日を除く。)

(3) 質問受付方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、持参又は電子メールにて送付してください。

また、電子メールにより送付した場合は、質問書を送信した旨を 3 (1) の担当まで電話で御連絡ください。なお、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答方法

令和 8 年 6 月 5 日 (金) までに全入札参加者に電子メールにて送付します。ただし、質問がなかった場合は特に連絡しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書および提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

- ア 持参に限ります。
- イ 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。
- エ 代理人が出席する場合、入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年6月11日(木) 午前10時00分
- イ 場所 川崎市役所本庁舎8階 総務企画局会議室2

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

- ア 契約書を作成することを要します。
- イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3 (1)に同じです。